

勤務条件の概要

○ 給 与

給与は、民間企業の基本給に相当する俸給と、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の手当からなっています。

行政職の初任給の概要（福岡市に勤務の場合）	
一般職試験（大卒程度試験）の場合（行政職俸給表（一）1級25号俸） 俸給 196,200円、地域手当 19,620円	計 215,820円
一般職試験（高卒者試験）の場合（行政職俸給表（一）1級5号俸） 俸給 166,600円、地域手当 16,660円	計 183,260円

※ 学歴、経験等により調整される場合があります。

※ 令和5年12月末日時点のものです。

○ 勤務時間・休暇等

勤務時間は原則として、1日7時間45分（週38時間45分）、土曜日、日曜日及び祝日等は休みで、フレックスタイム制を利用することができます。

休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

○ WLB（仕事と生活の調和）のための制度

不妊治療を受けるための医療機関への通院等をする場合 出生サポート休暇 年5日（体外受精等に係る通院等の場合は年10日）の範囲内	出産する場合 産前・産後休暇 産前6週間、産後8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）	妻の出産に伴う入院の付添い、この出生の届出等を行う場合 配偶者出産休暇 妻の出産に伴う入院等から出産後2週間を経過する日までの間に2日の範囲内	妻が出産する場合に出産に係る子・未就学児を養育する場合 育児参加のための休暇 5日の範囲内	3歳未満の子を養育する場合 育児休業 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能
小学校就学前の子を看護する場合 子の看護休暇 年5日（対象となる子が2人以上の場合は年10日）の範囲内	小学校就学前の子を養育する場合 育児短時間勤務 勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）等に短縮	小学校就学前の子を養育する場合 育児時間 1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能	1歳未満の子に授乳等を行う場合 保育時間 子が1歳に達するまで1日2回それぞれ30分以内	配偶者、父母、子等を介護する場合 介護休暇 6か月の期間内（3回まで分割可）で必要と認められる期間
配偶者、父母、子等を介護する場合 介護時間 連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能	配偶者、父母、子等の介護等を行う場合 短期介護休暇 年5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）の範囲内	小学校6年生までの子を養育、配偶者、父母、子等を介護する場合 フレックス タイム制 単位期間（1～4週）全体の勤務時間数を変えることなく、1日の勤務時間を変更できる	小学校6年生までの子を養育、配偶者、父母、子等を介護する場合 早出遅出勤務 始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げ出勤務	小学校就学前の子を養育又は父母等を介護する場合 深夜勤務・ 超過勤務制限 深夜勤務は免除、超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限
3歳未満の子を養育又は父母等を介護する場合 超過勤務の免除	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合 配偶者同行休業 3年超えない範囲内			